

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(37)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

事務局長 鈴木 康

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

「ハッ場ダムをストップさせる群馬の会の総会を昨年は6月29日に行いましたが、今年については諸般の事情を考え、このニュースに事業報告、会計報告、2014年度の活動方針を載せることで、総会の代わりにすることにいたしました。裁判の目にもありますように、群馬事件は5月14日に東京高裁の判決があり、5月26日に最高裁に上告受理申立をし、8月29日に各理由書を提出しました。上告にあたり、カンパをよろしくお願ひいたします。アベノミクスにより全国で不要なダムが次々と作られつつあります。何とかこの流れを止めましょう。」

裁判の目（第30回）～上告等の状況～

平成26年10月14日

弁護士 福田 寿男

平成26年10月7日、埼玉事件の高裁判決が下されました。住民敗訴でした。これで1都5県すべてにおいて高裁で住民敗訴となりました。埼玉を除いた各事件は上告等しておりますので、その状況をまとめました（各書面の内容はハッ場ダム訴訟ホームページに掲載されています。）。

- ① 東京：平成25年4月11日上告、上告受理申立
同年7月10日各理由書提出
平成26年6月20日理由補充書（その1）提出
同年7月22日理由補充書（その2）提出
同年8月13日理由補充書（その3）提出
同年9月9日理由補充書（その4）提出
- ② 千葉：平成25年11月12日上告、上告受理申立
平成26年2月3日各理由書提出
- ③ 栃木：平成26年2月7日上告、上告受理申立
同年5月12日各理由書提出
- ④ 茨城：平成26年4月4日上告、上告受理申立
同年6月26日各理由書提出
- ⑤ 群馬：平成26年5月26日上告、上告受理申立
同年8月29日各理由書提出
- ⑥ 埼玉：（平成26年10月7日高裁判決）

上記各理由書を見ても分かるように、高等裁判所の各判決は全く説得力を持ちません。最高裁の良識に訴えるのみです。これから各地も東京のように最高裁に対し理由補充書を提出し、主張・立証を補強する予定です。

以上

2013年7月～2014年9月 群馬の会活動報告

1. 訴訟活動

東京高裁控訴審に向けて、ニュース群馬(34号〔11/28〕～35号〔1/30〕)を発行し、原告並びに会員に活動報告し、傍聴を呼びかけ取り組んできました。

(1) 東京高裁(控訴審)

- 2013年9月2日 第1回公判 口頭弁論(代理人意見陳述：治水、利水、危険性、原告：意見陳述)
- 12月9日 第2回公判 口頭弁論(「地すべりの危険性について」坂巻幸雄元工業技術院主任研究官証人尋問)
- 2014年2月10日 第3回公判 口頭弁論(代理人意見陳述：法的枠組み、治水・利水、危険性、原告：意見陳述)
- 5月14日 判決言渡し(不当判決)

(2) 最高裁(上告審)

- 2014年5月26日 上告状兼上告受理申立書提出
- 8月28日 上告理由書、上告受理申立理由書提出

2. 会の活動

学習会・現地見学会などを開催し、八ッ場ダム問題を広く知らせ、考えてきました。

- 2013年7月26日 ハッ場ダム現地見学会 コープぐんまアースクラブ(館林) 浦野稔
- 12月18日「ハッ場ダム 七つの大罪」コープぐんまアースクラブ(館林) 浦野稔
- 2014年5月18日「ハッ場ダム東京高裁判決について」週刊金曜日読者会(足利) 浦野稔

3. 関連団体との活動

ハッ場あしたの会、群馬県議会議員の会、原発とめよう群馬などと毎月定例会「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」を開き、情報交換しながら、ハッ場ダム中止に向けての戦略・戦術を考え、学習会やシンポジウムなどに取り組んできました。

◇2013年7月12日 学習会&懇談会「ハッ場ダムによる景観と歴史遺産の破壊」群馬県庁昭和庁舎(前橋市) 講師：川村晃生慶應大学名誉教授、勅使河原彰文化財保存全国協議会常任委員

◇11月17日 集会「ハッ場ダム 七つの大罪」～本当に本体工事を始めていいのだろうか？～高崎シティギャラリー

○「吾妻渓谷カヤックの魅力」ビデオ&メッセージ坂本昭一 ○「ハッ場ダム七つの大罪～ダム事業がこのまま進むと、どうなるのか？」嶋津暉之(ハッ場あしたの会運営委員)、伊藤祐司(群馬県議会議員)

○「北海道のダム反対運動～国のダム行政とどう闘うか」小野有五(北海道大学名誉教授)

○パネルディスカッション「ハッ場ダムの運動のこれから～絶望の中に希望はあるのか」
コーディネーター：川村晃生(慶應義塾大学名誉教授)、パネリスト：小野有五、大熊孝(新潟大学名誉教授)、関口茂樹(元鬼石町長)、嶋津暉之、渡邊洋子(ハッ場あしたの会事務局長)

◇12月21日 ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会「ダムにたよらない流域治水夜明け前」～滋賀県の挑戦にまなぶ～全水道会館(東京) ○「ダムにたよらない治水を実現しよう」今本博健京大名誉教授、○「ハッ場ダム問題の今後」嶋津暉之(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)、○裁判報告 ハッ場ダム住民訴訟弁護団、○各都県ストップする会報告、○集会アピール

◇2014年5月18日 現地見学会

◇6月1日 学習会「ハッ場ダム予定地の自然破壊」～イヌワシ・クマタカの生息状況を中心に～群馬県庁昭和庁舎(前橋市)

講師：花輪伸一(NPO法人ラムサールネットワーク日本共同代表)

◇9月21日 講演会「だます人と、だまされる人と、どっちが悪い？」群馬会館ホール
講師 アーサー・ビナード

が、調査には立ち会わなかった。

実はこの町長は、小渕優子経済産業大臣の元秘書である。また、

スラグを使った八ッ場ダム工事事務所からの受注業者には佐田玄一郎衆議院議員（群馬1区、自民党）

の祖父が作った「佐田建設」も含

まれている。八ッ場ダム本体工事を目前に、国土交通省は一刻も早く、安全宣言をしたいところ。と

ころが、水没予定地には町議を8期務めた富澤吉太郎元町議が暮らし、「移転先にスラグを使つたとすれば入れ替えてもらうのが常識だ」と主張。移転が済まなければ

本体着工もできないからこそ撤去を求めなければならない立場でもある。町長が権力を誰のために使

うのか注目される。

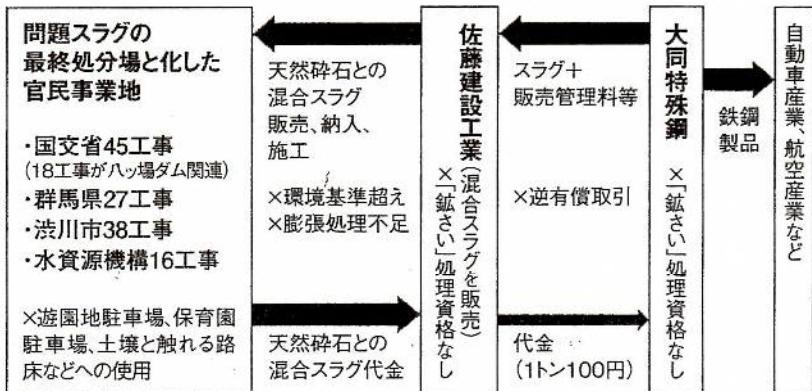
毎年7億円の不当利得

産業廃棄物（産廃）問題は根深い。石関議員が指摘したように、「再生資材であるかのような偽装」があとを絶たない上に、近年、資源再利用も推進されている。

有害なスラグを見せる角田喜和渋川市議



大同特殊鋼の鉄鋼スラグの流れ



*は問題行為など 作成／筆者

以前にも不正があつた鉄鋼スラ

グの場合、再利用の前提是「環境基準法など他の環境法が求める基

準を満たしたもの」（経済産業省

鉄鋼課）であり、日本工業標準調

査会のJIS規格は、六価クロムやフッ素などの環境安全品質基準

をスラグそのものでクリアすることを求めている。他の材料と配合

した後も基準内にすることも必須である。また、グリーン購入法での使途は、外気や土壤に触れない

アスファルトと路床材の間に敷く

をスラグそのものでクリアすることを求めている。他の材料と配合

した後も基準内にすることも必須である。また、グリーン購入法での使途は、外気や土壤に触れない

アスファルトと路床材の間に敷く

をスラグそのものでクリアすることを求めている。他の材料と配合

した後も基準内にすることも必須である。また、グリーン購入法での使途は、外気や土壤に触れない

アスファルトと路床材の間に敷く

「路盤材」にと指定されている。

業界団体「鐵鋼スラグ協会」はガイドラインで鉄鋼スラグを産廃として処理するよう求め、「その

責務を果たさなかつた場合、措置命令の対象となる」と針を刺し、

遵守する企業の審査証明を出して

いるほどだ。

事件発覚後、大同はその証明を自主返上し、8月4日に、鉄鋼スラグの「製造販売」を中心止し、これまでに製造した76万トンの使用先を調べたと発表した。だが、詳細は未公表だ。事件原因について

は、09年6月以前は、重金属に関する出荷管理基準すらなく、同年7月以降は、基準を定めはしたが、天然碎石との混合後に基準以内に収まるよう混合率を調整していたと明らかにした。これは、産廃として処理すべき有害スラグのいわば「偽装」方法だ。大同が「製造販売」を中止した「スラグ混合再生路盤材」のパンフレットで、大同は自らをパンフの「発行」者、大同エコメントを「製造」、佐藤建設工業を「製造・販売」と記し、三者一体で「品質を完全保障」すると謳っていた。天然碎石との混合後の検査結果を載せ、元のスラグが「原料」に値する品質かどうかを裏付けるデータはない。

一方、内部では「スラグ混合再生路盤材の製造・販売等に関する

契約書」を結び、自らを「スラグ発生元」、大同エコメントを「スラグ原料加工事業者」、佐藤建設工業を「再生路盤材・販売事業者」と称していた。この流通を廃棄物と称して、伊藤祐司議員が鉄鋼スラグの適正な処理費を逃れ、「7億円の不当利得」を得たのではないかと事態の深刻さを訴えた。

9月22日の群馬県議会では伊藤祐司議員が鉄鋼スラグの適正な処理料金は1トン約3万円であると

して、大同は年間2万5000トンの処理費を逃れ、「7億円の不

当利得」を得たのではないかと事

態の深刻さを訴えた。

この大同に不正スラグの「撤去命令」を出せる権限は群馬県にある。県の環境森林部の青木勝部長は9月議会で「法令違反があれば厳正に対処」とすると答弁。現在、鉄鋼スラグが廃棄物かどうかを含めての判断中だ。環境省は、産廃の不正処理業者が「これは商品だ」と言い逃れないための通知を出している。JIS規格等の品質、逆有償など5項目の判断基準を総合的に判断することとなる。

長野原町長と同様、群馬県がこの規制権限を誰のためにどう使うのか、その判断を住民と鉄鋼業界が固唾をのんで注目している。

撮影／筆者

まさの あつこ・ジャーナリスト。著書に『水資源開発促進法 立法と公共事業』（築地書館）など。

群馬県は、大同特殊鋼に不正スラグの撤去命令を出せるか

近年、産業廃棄物を再生資材であるかのように偽装する問題があとを絶たない。東証一部上場の大同特殊鋼も、産業廃棄物の鉄鋼スラグの処理をめぐり、いくつもの不正が取りざたされている。

まさのあつこ

群馬県・八ツ場ダム建設で移転を余儀なくされた住民の庭先にも見つかり、「毒物混入だ」「産廃不法処理の隠れ蓑だ」と地元では大騒ぎだが、テレビ・ニュースでは取り上げられない——そんな事件を存じだらうか。

東証一部上場の大同特殊鋼（名古屋、以下、大同）が、群馬県の渋川工場での鉄鋼製造から副産物として出る有害な鉄鋼スラグ（左ページ写真）を、天然碎石と混ぜて「環境に優しいスラグ混合再生路盤材」として出荷していた問題だ。

不正な「逆有償取引」

事件発覚の発端は、渋川市の第三セクターである遊園地に接する市道と駐車場だ。「舗装面の凹凸が発生し、このまま放置すると重大な事故につながる恐れがある」として修復工事が行なわれたことに始まる。

「工事は2013年度内に終わるはずが終わらなかつた。これは何がある」と昨年6月の渋川議会で問いただす角田喜和市議だ。工事面積は土壤汚染対策法で県が汚染調査を命ずることが可能な面積だった。県に出向き質したところ、「市が県の指導に基づき調査した3カ所すべてから発がん性物質の六価クロムやフッ素が基盤を超えて検出されたんです」。

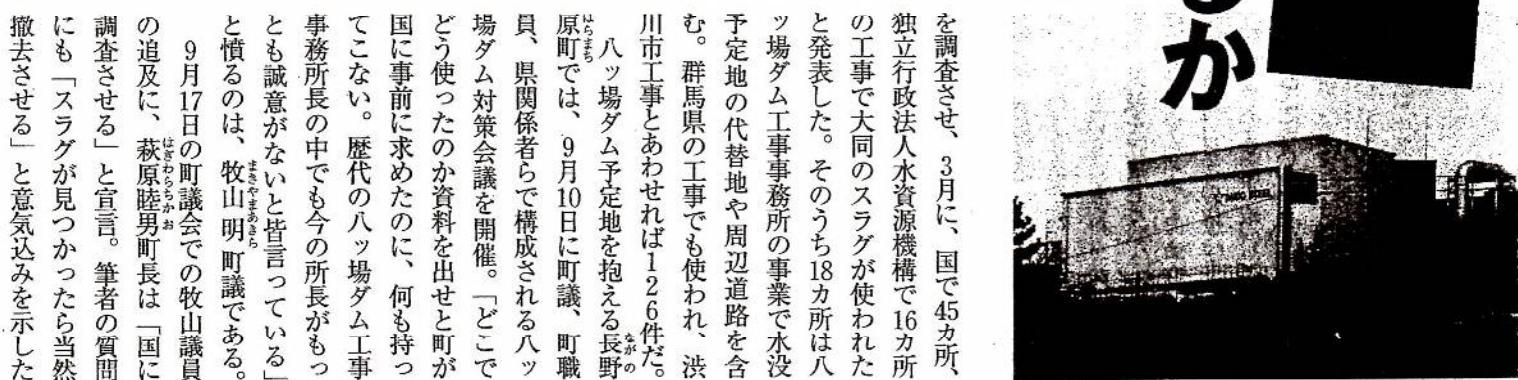
原因は1995年（96年に使われた大同の鉄鋼スラグ）だ。有害物質を含む上に、水を含むと膨張する性質がある。出荷前に「工

1月、「毎日新聞」が、それがそもそも不正な「逆有償取引」であつたことをすっぱ抜いた後だ。

「逆有償」とは販売した側が損をして商品を売ることだ。大同の場合は、1トン100円の鉄鋼スラグに250円の「販売管理料」を払い、購入した佐藤建設工業（渋川市）は、その差額を利得し、公共工事に納品して二度儲けた。販売管理料はその後値上げし、やがて「運搬単価」と名称を変えた。

2月19日、衆院予算委員会で石関貴史議員（比例北関東、現維新の党）が「本来は産業廃棄物として処理をしなければいけないものを、再生資材であるかのようない偽装をして業者に売りつけていなければならぬ。道路の凹凸はその前処理が不十分なためだつた」と追及、茂木敏充経済産業大臣（当時）も「逆有償取引」と認め、経済産業省は3月、業界団体に対し、緊急点検を要請した。

一方、国土交通大臣は群馬県内



写真右上／遊園地駐車場にも問題のスラグが。
写真下／大同特殊鋼渋川工場。

八ッ場ダム予定地見学会のお知らせ

木々が色づき始めた吾妻渓谷では、本体工事が間近と報道されています。

国土交通省は工事をスムーズに進めるため、

吾妻川沿いの国道の廃道化を求めており、

国道を管理する群馬県もこれに従う姿勢を変えています。

そこで、ダム予定地の国道散策を中心とした現地見学会を企画しました。

日本ロマンチック街道の一部である水没予定地の国道は

名勝・吾妻渓谷、天然記念物・川原湯岩脈をはじめとして、

吾妻川の流れと自然林、吾妻線の橋梁など見応えある景観が広がるルートです。

ダムが奪おうとしているかけがえのないものを是非間近に見て下さい。

◆2014年10月19日（日曜日） 12時半～17時頃まで

◆集合場所：JR吾妻線「川原湯温泉」新駅前（マイクロバス乗車）

◆見学予定コース：吾妻渓谷—千歳新橋—東宮遺跡—久森隧道—栄橋—上湯原橋（ここまで徒歩）

（ここからマイクロバス乗車）道の駅「八ッ場ふるさと館」—川原畠代替地—八ッ場大橋（湖面1号橋）—川原湯打越代替地—川原湯温泉新駅

◆参加費 2,000円

希望者はバスでJR高崎駅までお送りします。（追加バス代500円）

徒歩散策（吾妻渓谷—上湯原橋）のみ参加の方は無料です。

◆東京方面からの列車は上野10時発、川原湯温泉12時25分着の特急草津1号が便利です。



《お申込み・問い合わせ》

八ッ場あしたの会

〒371-0844 群馬県前橋市古市町419-23

TEL/027-253-6706、090-4612-7073 E-mail:info@yamba-net.org

2014年の活動方針

1. ハッ場住民訴訟最高裁での逆転判決に向けて取り組みを強めています。
2. 市民向けミニ学習会などを「ハッ場あしたの会」と連携して、できるだけ多く開催して、ハッ場ダム問題の理解を広めます。
3. 「ハッ場ダムをストップさせる一都五県の会」、「ハッ場あしたの会」などの学習会やシンポジウムなどに参加し、連携を引き続き強めています。
4. 「ハッ場ダムを考える群馬連絡会」(定例会)に参加し、情報交換や現地見学会や学習会などに取り組んでいきます。

2013年度 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 会計報告

(2013年1月1日～2013年12月31日)

収 入		支 出	
繰 越	34,966	郵送費	40,608
現 金	3,000	印刷代	28,200
郵便振替	101,500	資料コピー	23,000
		振替手数料	2,000
		消耗品費	12,768
		雑費	5,600
合 計	139,466	合 計	112,176

2013年12月31日現在 残高 27,290 円

【参考】

2012年度 ハッ場ダムをストップさせる群馬の会 会計報告

(2012年1月1日～2012年12月31日)

収 入		支 出	
繰 越	68,428	郵送費	43,920
現 金	3,000	印刷代	23,150
郵便振替	85,000	資料コピー	32,830
		振替手数料	480
		消耗品費	12,582
		雑費	8,500
合 計	156,428	合 計	121,462

2011年12月31日現在 残高 34,966 円

会費納入と寄附のお願い

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動をしております。

ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 康
ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0356373 スズキ ヨウ

ハッ場ダム群馬訴訟東京裁判高裁判決に対する抗議声明

2014年5月14日

- 1 本日、東京高等裁判所はハッ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張をまったく理解することなく、不当にも以下述べるよう控訴人らの主張を退けた。

本判決は、まず、違法判断の枠組みとして、原審判決をそのまま踏襲するものである。すなわち、原審判決は、利水については県の広範な裁量を容認し、治水については国の判断に重大かつ明白な瑕疵がない限り違法と認めることはできないとするものであった。つまり、地方自治体の国に対する独立性を認めない、すなわち国の判断を争いうる地方の立場を無視して、地方自治体と国との対等性を全く否定するものであった。本判決はこのような原判決の判断を追認するものである。

また、本判決は、各論においても、治水の必要性並びに貯水池周辺のダムサイト及び地すべりの危険性等について、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず住民側の請求を棄却した。

- 2 こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
- 3 本件判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、みなさまのご支援をお願いしたい。

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会控訴人団
ハッ場ダムをストップさせる群馬の会弁護団